

令和3年3月29日制定

令和6年4月1日改定

株式会社西日本住宅評価センター

建築物省エネ法適判減額及び増額要領

第1章 総則

第1条 目的

この建築物省エネ法適判減額及び増額要領（以下「要領」という。）は、株式会社西日本住宅評価センター（以下「センター」という。）が行う建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第53条第1項の規定により定める建築物省エネ法判定業務規程（以下「業務規程」という。）第19条に基づく減額及び第20条に基づく増額の要件について定める。（ろ）

第2章 業務規程第19条第5号に基づく減額の要件

第2条 判定料金等の減額の要件

- 1 次の要件のいずれかに該当する場合、割引率40%を上限として、判定料金等を減額することができる。
 - 一 建築物省エネ適合判定をセンターに提出した物件の直近の年間件数（見込みを含む）が、おおむね20件以上である場合
 - 二 建築基準法第6条の2第1項の確認の申請と同時に申請を行い、かつ、同法第7条の2の完了検査をセンターに提出する場合
 - 三 センターが行う確認検査業務において、別に定める確認検査手数料減額要領第3条第1項に該当する申請があることで、申請図書に対する一定の情報の蓄積があり、センターが業務を効率的に実施できると認める場合
 - 四 その他センターが認める場合
- 2 前項第一号及び同項第二号のいずれにも該当する場合、前項の割引率に20%を上限として、割引率を加算することができる。
- 3 第1項又は前項の範囲内において、センターは別表2、別表3-1から別表3-3、別表7及び別表8を別に定めることができる。

第3条 地域又は期間を定めた特別な減額の適用

- 1 センターが業務上必要と認める場合、地域及び期間を定めて、前項とは別に新たな判定料金等を定めること又は減額を行うことができる。

2 前項の減額等を行う場合、次の各号の事項を事前に定める。

- 一 減額を適用する期間
- 二 減額の適用開始年月日及び減額の適用終了年月日
- 三 期間中に適用する料金又は減額割合
- 四 減額の適用終了年月日を経過した場合に適用する料金
- 五 減額を適用する地域に指定を行う場合、その地域
- 六 減額の条件
- 七 前条の減額との併用適用の条件
- 八 第一号から前号まで以外の内容で、センターが必要と認める事項

第4条 軽微変更該当証明料金の減額（い）

軽微変更該当証明書交付業務において、変更の項目が少なく、業務が効率的に行えると判断したときは、料金を減額することができる。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年1月10日から施行する。（い）

この要領は、令和6年4月1日より施行する。（ろ）